

ポートフォリオ利用規約

令和3年8月18日改定

令和3年10月1日改定

第1条 事業目的

1. ポートフォリオ（以下、「当施設」という）は、地域のビジネスコミュニティの創造と会員相互の協働を目的としたスペースであり、当施設の利用により、新たな地域でのつながりや新規ビジネスの創出を目指すことを事業目的とします。
2. また当施設の運営者である株式会社ポートフォリオは、本事業を通じて貝塚及び泉州エリアにおいてテレワーク・産業活性化拠点整備事業を行い、貝塚駅周辺に点在する歴史建築及び空き家の活用、交流促進等を通じてエリアの活性化をめざします。

第2条 運営

株式会社ポートフォリオ（以下、「当社」という）は、本利用規約に基づき当施設を運営いたします。

第3条 所在地

当社の所在地は大阪府貝塚市海塚 1-1-23 とします。

第4条 利用規約

1. 当社は、会員が当施設を利用あるいは入会するうえで守るべき規則として本利用規約を定め、また適宜変更することができます。この効力はすべての会員に及ぶものとします。
2. 当社は、上記の他にも必要に応じて本利用規約ならびにそのほか 様々な規則（以下、「諸規則」という）を定め、また適宜変更することができます。諸規則の効力はすべての会員ならびにゲストに及ぶものとします。当社は、諸規則を定めもしくはこれを変更したときは、当社ホームページ及び店内掲示にて会員に通知するものとします。
3. 変更後の規約の効力発生日以降に、お客様がサービスを利用したときは、本規約の変更に同意したものとみなします。

第5条 会員資格

1. 会員とは、本利用規約に定める入会手続を完了した者をいいます。
2. 入会資格は小学生以上とします。小学生未満は保護者同伴で利用することができます。18歳未満の入会については保護者の同意を必要とします。
3. 入会の申込者自身または申込者を代理する者などの関係者（以下「申込者」という）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条2号に規定する暴力団（以

下暴力団という)、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者である場合、または暴力団等に支配されている場合および暴力団等と何らかの関係を有している場合には、入会が認められません。申込者は、当社に対し、自らが暴力団等に該当しないこと、暴力団等に支配されていないことおよび暴力団等と一切の関係を有していないことを保証するものとし

4. 当社は、現在および将来の会員数ならびに会員資格の内容および条件を決定し、また変更することができるものとします。

第 6 条 会員の権利と義務

1. 会員は、別紙に規定する会員の種類に応じて当施設および付随するサービスを利用することができます。なお、会員は当社が指定する会員以外の第三者が当施設を利用することがあることを承認するものとします。
2. 当社は、前項に規定する権利を除き、会員に対して、当施設等その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を認めるものではありません。
3. 会員は、当施設の健全な発展および会員相互の親睦に貢献する義務を負います。
4. 会員は、当社の定めた月会費の支払をはじめ本利用規約ならびに諸規則に定める会員の債務を履行しなければなりません。
5. 会員は、本利用規約ならびに諸規則を遵守し、これらに定める義務を履行することによってのみ会員資格を維持できることとします。

第 7 条 会員の種類

1. 個人会員の種類は別紙のとおりとします。またこの他に法人会員を定めます。
2. 法人会員とは、法人会員契約を結んだ当該法人が登録した従業員に対してサービスを提供するものです。法人会員一口あたりに利用できる従業員数ならびに会費は料金表(別紙)のとおりとします。

第 8 条 入会手続き

1. 当施設の入会を希望する方は、来店の上、利用申込書に必要事項を記入することによって入会手続きを行うものとします。
2. 入会と同時に、料金表(別紙)に規定するとおり、入会月及び翌月分の会費をお支払いいただきます。

第 9 条 会員証

1. 入会時には会員証が当社から貸与されます。会員証を貸与されたものを会員と言います。

2. 会員は原則として会員証を持たずに入館することはできません。会員は来館時に常に会員証を携帯します。また当施設スタッフの求めに応じていつでも会員証を提示し、名簿との照合に応じなければなりません
3. 会員は、第三者に会員証を貸与することはできません。万が一、会員証の貸与・盗難その他の理由を問わず第三者が会員証により当施設を利用した場合には、その利用代金の支払いを含む全ての責任は、会員が負うものとします。
4. 会員は、次の場合は会員証を当社に返却しなければなりません。
 - (1) 退会するとき
 - (2) 上記以外で、当社が返却を求めたとき
5. 会員証は第三者に譲渡、質入れその他担保に供することはできません。
6. 会員証を紛失・破損した場合は速やかに当施設まで申し出、料金表(別紙)の定める手数料を支払うことにより会員証を再発行します。新しい会員証の発行により、紛失・破損した古い会員証は失効します。
7. 再発行後、紛失した会員証が見つかった場合は、見つかった会員証をただちに当施設に返却します。

第10条 月会費

1. 当社は、月会費の額、その支払方法および支払日を決定し、また変更できるものとします。この場合の会員に対する通知は当社の定める方法によるものとします。
2. 会員は、月会費を本利用規約に従い所定の方法で支払うものとします。
3. 会員は、月会費の支払債務と当社が会員に対して負担する債務とを相殺することはできません。
4. 月会費は第18条に規定する会員資格停止の期間中も減免されないものとします。
5. 月のいかなるタイミングで入会をしても、会費の日割計算は行いません。
6. 月会費はいかなる場合においても返金しないものとします。

第11条 料金の支払

1. 各プランの会費ならびに使用料金は原則として当社が指定する種類のクレジットカード、銀行口座振替、コンビニ決済により決済していただきます。なお、口座振替日その他は、当該クレジットカードにかかるカード規約等によるものとします。
2. 利用料金は、料金表(別紙)に定めます。
3. 使用料金の支払いが期限を過ぎ、なお滞っている場合は、当社は会員に対して適切な催促行為をし、第18条に規定する会員からの除名処分等の決定をする権利を有します。

第12条 利用規約違反により生じる債務

会員は、会員本人が利用規約に違反したことによって、他の会員、または当社に対し損害を

生ぜしめた場合、これを賠償する義務を負います。当社は当該会員に対して、損害の賠償を要求でき、この場合、当該会員はその損害金全額を直ちに賠償しなければなりません。

第13条 会員資格の譲渡・貸与

会員たる地位およびこれに基づく権利は、譲渡・貸与することができません。

第14条 会員資格の承継

会員が死亡した場合は死亡と同時に当然に会員資格を失うものとし、会員資格の承継については一切認めません。

第15条 プランの変更

1. 契約プランの変更を希望する場合は、店頭にお越し頂き変更手続きを行うものとします。
2. 当月10日までになされた有効なプラン変更申請については翌月1日より適用します。10日を超えて末日までに提出されたプラン変更申請については翌々月1日より適用します。書面を用いない電話等でのプラン変更申請は受け付けません。

第16条 退会

1. 会員は、当社所定の退会届を提出することにより退会申請ができます。
2. 会員は、会費等の未納のある場合はこれを退会日までに完納するものとします。
3. 会員は、退会予定月の前月10日までに退会届を提出することにより、退会予定月の末日をもって退会することとします。

第17条 退会手続き

1. 来館し、当社所定の退会届と当社が貸与した会員証を会員本人が当施設に提出することをもって退会申請とします。
2. 郵送の場合は退会届その他必要な全ての物が当施設に到達した日に退会申請があったものとします。来館、または郵送以外の方法（ファックス、電子メール、電話等）での退会申請は受け付けません。
3. 退会申請後も、退会日までの期間は当施設をご利用できます。その期間に当施設を利用しない場合でも、日割り計算などによる月会費のご返金はできません。

第18条 会員資格停止処分

1. 当社は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、期限を定めることなく、また催告することなくその会員の会員資格を停止することができます。
 - (1) 入会金、月会費（年会費）等を滞納したとき

- (2) 利用規約または諸規定に違反したとき、もしくはその疑いがあるとき
 - (3) 他の会員や利用者の迷惑となる行為をしたとき
 - (4) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
 - (5) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立または手形不渡り等により経済的信用を失ったとき
 - (6) 登録している現住所・電話番号・メールアドレスの未更新、あるいは誤登録の放置や、虚偽登録等により、当施設事務局が連絡を試みても、半年間以上連絡がつかないとき
 - (7) いかなる事由によるものであれ当社の体面を傷つけたとき
 - (8) 当社の利益に反する行為を行ったとき
 - (9) 会員、会員の関係者（以下「会員ら」という）が、暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき
 - (10) 当社に対して次のアからエまでに掲げる行為のいずれかを行ったとき（会員らが属する法人の役員、従業員または会員らの委託を受けたものによる場合を含む。）ア 虚偽の事実を告げる行為 イ 粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑を覚えさせるような方法で訪問もしくは電話をかける行為 ウ 暴行または脅迫にわたる行為その他の違法な行為 エ 金銭の支払、債務の免除、契約の締結、便宜の供与その他当社による給付で当社が法律上の義務を負わないものを、当施設的意思に反して求める行為
 - (11) 当施設又建物内の設備ないし備品を汚損、破損又は滅失させた場合。
 - (12) その他会員として不適格であると当社が判断したとき
2. 当社は前項の場合、本利用規約第 23 条に従って登録された住所もしくは電子メールアドレス宛てに会員資格停止処分にかかる通知を送付することとします。
 3. 当社は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができます。この場合当社は、本利用規約第 23 条に従って登録された住所もしくは電子メールアドレス宛てに解除通知書を送付することにより、会員資格停止処分を解除することができることとします。

第 19 条 明け渡し

1. 会員は期間の満了、解約、解除その他の理由により利用契約が終了する場合、施設内に持ち込んだ会員所有の物品一切を自己の費用をもって撤去するものとします。
2. 契約終了と同時に会員が明け渡しを履行しない場合は、運営者は会員の負担によりその所有物品を処分することができます。
3. 会員は明け渡しに際し、その事由、名目如何にかかわらず移転料、立退料、営業権の権利金等一切の請求を運営者に対してすることはできません。
4. 会員は、利用契約終了と同時に明け渡さない場合は、利用契約終了の翌日から明け渡し完了に至る月までの会費と同額の損害金および明け渡し遅延により運営者が被った損

害を賠償しなければなりません。

5. 会員は当施設住所を自己の本店住所または支店所在地として使用している場合は、会員登録抹消のときまでに、その使用を停止し、商業登記簿に記載の際は移転登記するものとします。また、HP・名刺等から当施設の住所を削除しなければならないものとします。

第19条 当施設の変更・廃止

当社は、その裁量により、当施設を変更することができます。また、当施設の全部もしくは一部を廃止することができます。当施設が廃止された場合には、会員は会員資格を失います。

第21条 営利行為等の禁止

当社は、すべての会員またはそのゲストによる、一個人の営利を目的とした行為およびそのための他の会員の紹介や会員の情報の提供を一切認めません。また、会員はそのような行為を当施設スタッフまたは他の会員に要望することもできません。当施設が主催し、とり行うすべての活動は、会員相互の親睦または当施設を通しての会員相互の利益になることを目的とします。

第22条 通知

1. 会員は、すべての通知、請求書その他の連絡が送付される住所、メールアドレス、勤務先住所を当社に登録し、登録した情報の変更等がある場合は、本利用規約に従って直ちに当社に届け出るものとします。登録内容の変更を行わなかったことにより会員に生じた不利益について、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員に送られる全ての通知および請求書その他の文書は、前項により登録された電子メールアドレスに送付、もしくは住所宛てに郵送されるものとします。料金前払郵便による通知は、それが投函されたと証明される日の翌日に送達されたものとみなされ、その送達を証明するには、通知を送付した封筒が正しく宛名され、切手が貼られ投函されたことを証明すれば足りるものとします。

第23条 登録情報の変更

会員は、当施設ウェブサイト上で登録されているメールアドレス、住所、会社名、役職名などの登録内容になんらかの変更があった場合は、当施設に来店の上、すみやかに通知し、変更手続きを行うものとします。電話・メールによる通知は認めません。登録内容の変更を行わなかったことにより会員に生じた不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第24条 営業時間と休館日

1. 営業時間は9時から21時とします。ただし最終入館時間は20時とします。

2. 当施設の休館日は、別途当社の定める日とします。この休館日には、全館貸し切りのために休館とする日を含みます。
3. 前項のほか、天災地変等により 当施設が不測の損害を受けた場合、または当施設の改修・補修が必要となった場合、当社は、相当な期間当施設の全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。
4. 本条により 当施設を休館、一時閉鎖する場合、電子メール、ホームページなど当社が 適当と認める方法により、事前に会員に通知することとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではありません。
5. いかなる事由においても、会員が営業時間外に電子錠（Akerun）を使用し入館することを禁じます。

第25条 所持品の紛失・盗難と会員証携行義務

1. 当施設内における会員の所持品の管理は会員の責任において行うものとし、当施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、当社は一切の責任を負いません。
2. 館内において施設利用者と不審者を弁別するためにスタッフより必要に応じて会員証の提示を求めることができることとします。施設利用者は館内では会員証を常に携行することとします。

第26条 通信環境等

1. 館内は無線 LAN によってインターネットへのアクセスが可能ですが、当社ではインターネットへの接続および PC に関するサポートは行いません。
2. インターネット上の有料サービスのご利用は、利用者自身の負担となります。
3. 当施設の LAN サービスのご利用によって生じたあらゆる損害について、当社は一切の責任を負いません。
4. 当施設の LAN サービスの利用者による以下の行為を禁止します。
 - (1) 特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (2) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、LAN を通じて提供、送信する行為
 - (3) 犯罪的行為、公序良俗に反する行為もしくはそれらのおそれのある行為または当社が不適切と判断する行為
 - (4) 第三者に不利益または損害を与える行為、第三者を誹謗中傷する行為またはそれらのおそれがある行為
5. 館内で PC、タブレット、携帯端末等画面に画像や動画が表示される機器を使用する場合、アダルトコンテンツや暴力的表現を含むコンテンツなど周囲に不快感を与える可能性のあるコンテンツを画面に表示させることを禁止します。

第27条 コピー・プリントアウト

1. コピー・プリントアウトの料金は、料金表(別紙)のとおりとします。
2. コピー・プリントアウト・スキャンは、利用者の責任の下でご利用するものとし、何らかの原因で、出力（コピー・プリントアウト・スキャンデータ）が第三者に閲覧された場合等に発生するご利用者の不利益に関して、当社は一切責任を負いません。
3. 一度に大量のコピー・プリントアウトは、機器の故障の原因、または他の会員への迷惑となるので禁止します。
4. プリントアウト・スキャンには USB メモリが必要です。
5. プリントアウト可能なデータフォーマットは PDF、JPEG、TIFF とします。
6. スキャン機能は無料で使用できるものとします。

第28条 合意管轄

会員と当社との間で紛争が生じた場合は誠意を以って協議してこれを解決するものとし、仮に解決できない場合は大阪地方裁判所ないし大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上